

## 議 事 録

会 議 名	令和元年 第 1 1 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和元年 1 1 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 磯川 浩 委員：1 番 金子隆夫 2 番 大久保泰明 3 番 中村基寛 4 番 市川澄雄 5 番 相田孝 6 番 福岡喜輝 7 番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥 <div style="text-align: right;">合計 1 1 名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について 日程 第 2 非農地証明願について 日程 第 3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権設定の申し出について 日程 第 4 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第 5 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 日程 第 6 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 日程 第 7 農地法第 5 条第 1 項第 6 号及び 7 号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和元年第 1 1 回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は 8 名中 8 名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。          本日の議事録署名人に、2 番と 3 番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第 1 農地法 5 条の規定による許可申請について、議案番号 6 6 号を上程いたします。          事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号 6 6 号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動地内にある農地 1 筆です。転用事業の内容は資材置場であり、本社事務所近隣で適地を探していたところ、当該地所有者と賃貸借契約の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路にガス管、上水道間が埋設してあり、かつ 5 0 0 m 以内に街区公園、学校が存することから第 3 種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の 4 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：先日現地調査をしました。申請地は小動神社東側で以前は野菜畑でしたが、最近では保全管理のみです。周辺農地に影響はありませんので問題ないと思います。</p>		

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請地周辺は住宅が多くありますので、農地利用集積の対象にならない農地のため問題はないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号66号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて日程第2非農地証明願について議案番号67号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号67号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和36年頃から申請者の父が申請地の隣地に居住している者に賃貸借契約を締結し、米を保管する納屋を建てたものです。相続した際に申請地が農地転用がされておらず違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公益施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われる。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：先日現地調査に行ってきました。申請地は屋敷内にある物置になっていて農地に復元は難しい状態でした。他の農地への影響もありませんのでやむを得ないと思います。

会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号67号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号68号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号68号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地3筆です。申請地は平成6年頃から申請者の父が農業用倉庫を建築しましたが、農地転用がされておらず違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、高速自動車国道の出入口から300m以内に存することから第3種農地となります。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われる。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

す。

5 番：現地は倉庫としてかなり以前から使用していました。農地への復元は不可能であり、圏央道の入口が近隣にあり、市街化が進んでいる地域なので他の農地に影響はないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号68号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて議案番号69号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号69号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は平成6年頃から寒川神社の駐車場として貸してしまい、申請者が相続したのが経緯で、申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公益施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。また、かなり以前から駐車場として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われれます。さらに、他の農地に影響はないと思われれましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当の1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査をしました。申請地は神社の駐車場になっていて農地への復元は不可能です。周囲は住宅に囲まれていて他の農地に影響はありませんので、やむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号69号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号70号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号70号を朗読)

(説明) 当該地は小動農業振興地域内の3筆で現況は畑です。当該地につきましては、地区担当農業委員の情報提供や調整により、新規に利用権設定がされる運びとなりました。期間については10年間で借り手は農地中間管理機構である神奈川県農業公社であり、神奈川県農業公社から議案にあります耕作者に利用権設定されます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集

積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：先日現地調査をしました。利用権を設定する農地は、旭が丘中学校北側の畑で、以前は露地野菜を作付けしていましたが最近では保安全管理のみです。最終的な借受者は、私も会っていますが農業に情熱を持っているので問題ないと思います。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査をしました。最終的な借受人は実績がありますので遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番：利用権設定で中間管理機構を使う意義を教えてください。

事務局：本議案のケースでは、借り手貸し手ともに若い人なので農業経営の安定化のためにも10年間という長い期間の利用権設定が望ましいと思います。そのためには、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構に入って利用権設定することにより、双方長い期間安心して利用権設定することが出来ます。今後とも長い期間で利用権設定が出来る時は、農地中間管理機構を活用したいと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号70号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号71号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号71号を朗読)

(説明)当該地は岡田地内の普通調整農地の1筆で現況は畑です。期間については3年間で借り手はトラクター、ハンマーナイフ、刈払機等を保有しています。

会 長：続いて、4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：先日現地調査をしました。現地は小谷交差点付近です。貸し手は労力不足で耕作困難なので問題ないと思います。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査をしました。借り手は実績がありますので、遊休農地化を防ぐためにも必要だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号71号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号72号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号72号を朗読)

(説明)当該地は大蔵地内の農業振興地域内の1筆で現況は畑です。期間について

は3年間で借り手はトラクター、ハンマーナイフ、刈払機等を保有しています。

会 長：続いて、4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：申請地は湘風園南側の日当たりの良い土地で耕作に適しています。借り手は実績がありますので問題ないと思います。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：借り手は実績がありますので問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号72号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、日程第4、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号73号を上程いたします。

本案件について、6番が関係人になっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。

(6番退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号73号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、1番と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番：先日現地調査を行いました。全てきれいに耕作されており、農地として利用していることを確認しました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号73号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

(6番入室 入席)

続いて、議案番号74号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号74号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番：先日現地調査しました。全て農地として適正に管理されておりました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号74号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて、議案番号75号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号75号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で11筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査に行ってきました。全て農地として利用していることを確認しました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号75号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号101号の1件、日程第6農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号102号の1件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号103号から104号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第7の規定による転用届出については、議案書のとおり1件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、令和元年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和元年第11回定例総会議案及び位置図
-----	------------------------

議事録署名人 大久保 泰明 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和元年12月25日、承認・署名を得て確定しました。